抗ARS抗体と抗Jo－1抗体を併せて実施した場合の取扱いについて

事例❶ 医科

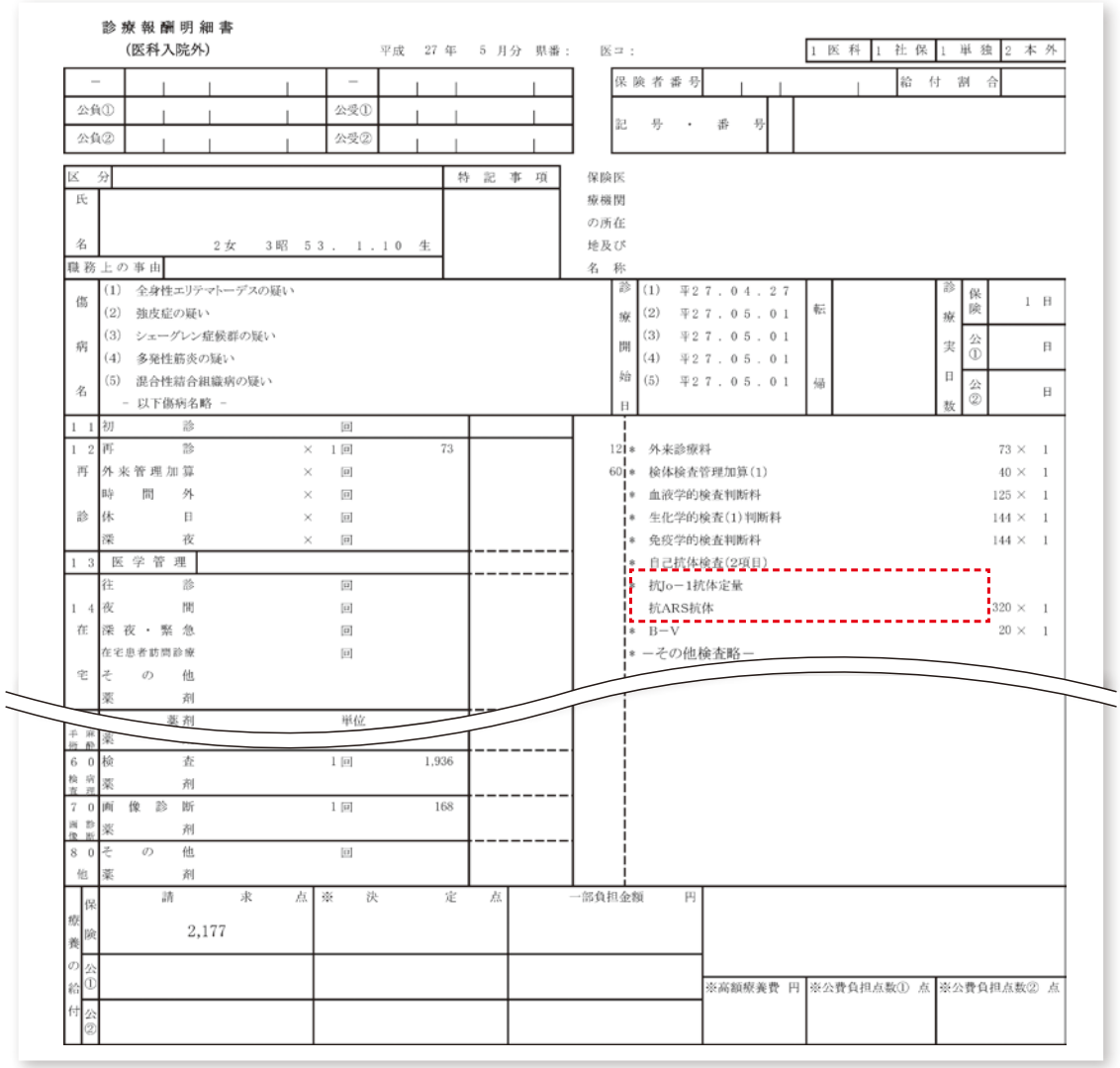

診療報酬明細書
（医科入院外）

平成 27 年 5 月分 県番： 医コ：

1 医科	1 社保	1 単独	2 本外

公負①		公受①	
公負②		公受②	

保険者番号 ／ 給付割合 ／ 記号・番号

区分 ／ 特記事項

氏名 2女 3昭 53．1．10 生

職務上の事由

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名
(1) 全身性エリテマトーデスの疑い
(2) 強皮症の疑い
(3) シェーグレン症候群の疑い
(4) 多発性筋炎の疑い
(5) 混合性結合組織病の疑い
－ 以下傷病名略 －

診療開始日
(1) 平27．04．27
(2) 平27．05．01
(3) 平27．05．01
(4) 平27．05．01
(5) 平27．05．01

転帰 ／ 診療実日数 保険 1 日 ／ 公① 日 ／ 公② 日

11	初診	回	
12 再診	再診	× 1回	73
	外来管理加算	× 回	
	時間外	× 回	
	休日	× 回	
	深夜	× 回	
13	医学管理		
14 在宅	往診	回	
	夜間	回	
	深夜・緊急	回	
	在宅患者訪問診療	回	
	その他		
投薬	薬剤		
注射	薬剤	単位	
処置	薬剤		
60 検査	検査	1回	1,936
	薬剤		
70 画像診断	画像診断	1回	168
	薬剤		
80 他	その他	回	
	薬剤		

121 60
＊ 外来診療料 73 × 1
＊ 検体検査管理加算(1) 40 × 1
＊ 血液学的検査判断料 125 × 1
＊ 生化学的検査(1)判断料 144 × 1
＊ 免疫学的検査判断料 144 × 1
＊ 自己抗体検査(2項目)
抗Jo－1抗体定量
抗ARS抗体 320 × 1
＊ B－V 20 × 1
＊ －その他検査略－

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数① 点	※公費負担点数② 点
保険	2,177					
公①						
公②						

抗ＡＲＳ抗体と抗Ｊｏ－1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合の取扱いについては、平成26年3月5日付け厚生労働省告示第57号および同日付け厚生労働省通知保医発0305第3号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【告示　平成26年3月5日付け厚生労働省告示第57号】

別表第一
　医科診療報酬点数表
　　第2章　特掲診療料
　　　第3部　検査
　　　　第1節　検体検査料
　　　　　D014　自己抗体検査

9　抗Jo－1抗体定性、抗Jo－1抗体半定量、抗Jo－1抗体定量
　（略）
16　抗セントロメア抗体定性、抗ＡＲＳ抗体
　注　本区分の9から12まで及び16（抗ＡＲＳ抗体に限る。）に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

【通知　平成26年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第3号】

別添1
　医科診療報酬点数表に関する事項
　　第2章　特掲診療料
　　　第3部　検査
　　　　第1節　検体検査料
　　　　　D014　自己抗体検査
　　　　　（1）～（6）略
　　　　　（7）抗ＡＲＳ抗体

ア　「16」の抗ＡＲＳ抗体と「9」の抗Ｊｏ－1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
イ　本検査と「9」から「12」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗Ｊｏ－1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は1項目として数える。

本事例については、抗ＡＲＳ抗体と抗Ｊｏ－1抗体定量について、自己抗体検査（2項目）の包括点数を算定されていますが、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）の抗ＡＲＳ抗体に係る通知に「本検査と「9」の抗Ｊｏ－1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。」および「本検査と本区分「9」抗Ｊｏ－1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は1項目として数える。」と示されていることから、主たる1項目のみの算定となりますので、ご留意ください。

今回は①「抗ＡＲＳ抗体と抗Ｊｏ－1抗体を併せて実施した場合の取扱いについて」、②「欠損補綴に係る咬合採得2回の算定について」、③「小児保隙装置に係る印象採得を行った場合の算定について」、④「同一銘柄の同一剤形で規格のみが異なる薬剤が同時に調剤された場合の一包化加算の取扱いについて」を掲載します。